

1 いじめ防止対策推進法といじめに対する本校の基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

平成18年度文部科学省 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

平成25年9月施行 「いじめ防止対策推進法」

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、『いじめ防止基本方針』を策定した。

いじめの問題の克服のための基本的な方向として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない人（雰囲気）づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期発見のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- (5) 学校と家庭・地域が協力して、事後指導にあたる。

2 校内組織

- (1) 生活指導部会
学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめ防止対策のための年間計画、いじめの対応に関する校内研修等の企画、いじめ防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善等を行う。
- (2) 生活指導委員会（職員会議・児童支援委員会）
月に一回全職員で問題行動等を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。
- (3) いじめ対応チーム
いじめに関する措置を実効的に行うため、管理職、生活指導担当、児童支援担当、養護教諭、当該学級担任、当該学年代表、SC等によるいじめ対応チームを招集する。

3 いじめの防止（いじめの未然防止のための取組）

- (1) 全教育活動を通して、いじめを許さない、見過ごさない人（雰囲気）づくりに努める。
 - ・あらゆる機会をとらえて、いじめとは何かを児童と教職員が当事者の立場に立って共有し、児童一人一人に対し、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成する。
 - ・いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめを受けている児童生徒やいじめについて訴え出た児童は守り通すという教職員の明確な姿勢を日ごろから伝える。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自己効力感を育む教育活動を推進する。
 - ①肯定的な関わり
 - ・ほめられていること、認められていることの自覚を促す。
 - ・仲間同士が認め合う支持的風土を大切にする。
 - ②一人一人が活躍できる学習活動
 - ・子どもに寄り添った「分かる授業」、すべての児童が参加できる授業の充実を図る。
 - ・年間カリキュラムの充実を図り、見通しを持って、主体的に学習に取り組めるようにする。
 - ・授業の中で同じ一つのことで感じ方・とらえ方・考え方が違うことに気づき、そんな中に認められる自分が存在するを感じさせる。
 - ③人とつながる喜びを実感できるコミュニケーション力の育成
 - ・縦割り活動、交流そうじでの異学年交流の充実を図る。
 - ・児童の自発的な活動を支える児童会活動の充実を図る
 - ・学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。
 - ・クラスの中でピア・サポートを行い、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送らせる。

(3) 心に響く道德教育の充実

- ・道德の時間の一層の充実を図るとともに、すべての教育活動を通し、人間としてよりよく生きるための基本的な心構えや態度を育成に努める。

(4) 学校等間の連携協力の推進

- ・保育所・幼稚園・認定こども園との連携により、孤立しがちな児童や特別な配慮を要する児童の情報を引き継ぎ、いじめに対する指導体制、指導内容の共有を図る。
- ・中学校と児童の実態や指導内容についての情報交換や協議する場の設定を行う。情報交換シートの作成及び活用の充実を図る。

(5) 校内での研修を充実させる

- ・「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修、SC等を講師とした児童理解研修等を通して、教職員のいじめ対応能力の向上を図る。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない。
- ・気になる児童がいる場合には学年団や生活指導委員会等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談活動を行い当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・毎月のいじめアンケート、年2回の「アセス」「心のアンケート」により、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめの早期発見をめざす。
- ・「アセス」の結果の見方研修を行い、有効活用に努める。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ・いじめの情報があつたとき、いじめを発見したときは、学級担任だけで問題を抱え込むことなく、いじめ対応チームを招集して対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決にあたる。長期的な見通しを大切にする。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ・いじめの問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決するようなことはしない。
- ・関係機関や各種団体、専門家とも協力をして解決にあたる。スクールソーシャルワーカー等の活用や、「いじめ相談」等の窓口利用も検討し、専門的・多面的支援を行う。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・インターネットの危険性やネット上のトラブルについて動向を把握し、インターネットの正しい利用法などを伝える情報モラル教育をカリキュラムに落とし込んで確実に実施する。
- ・情報モラルに関する教職員の指導力向上を図る。
- ・家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等の啓発に努める。

6 重大事案への対処

- ・いじめの重大事案が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し、教育委員会と連携を図りながら調査を行ったり、解決に向けての手段を講じたりする。
- ・学警連絡会で情報提供をし、共有を図る。